平成２２年（フ）第１５１号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山1081番地５
債務者　成田　美雪
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３８７号
東京都調布市布田２丁目２番地６調布マンション205
債務者　川上　　功
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３９２号
東京都八王子市八木町５番１―902号
債務者　松本　　了
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９８号
長崎県佐世保市八幡町14番３号
債務者　坂井　夏美
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
長崎県佐世保市小島町10番７号
債務者　佐藤佐千子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1176番地１、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷794番地４　小石原住宅Ｋ－３
債務者　安田　敏夫
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
長崎県佐世保市椎木町162番地10、旧住所長崎県佐世保市崎岡町942番地８
債務者　濱崎　政男
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
北海道帯広市西18条北２丁目16番地　国立病院機構帯広病院
債務者　矢島　正寿
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４１６号
東京都昭島市拝島町３丁目９番１―407号
債務者　若山　友美
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４５号
静岡県富士市天間1087番地の１
債務者　渡辺貴代美
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５３６４号
東京都荒川区東日暮里３丁目24―３―205
債務者　高橋　憲之
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５７５号
東京都江東区辰巳１丁目８―32―502
債務者　鈴木　美穂
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６９７号
東京都葛飾区新小岩４丁目23―10―301
債務者　川崎　富之
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０５号
神奈川県鎌倉市玉縄５丁目15番地１
債務者　吉田　和子
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７９号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番３―805号
債務者　松下　孝嗣
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６５号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地２　天王町団地１棟910号
債務者　田中　清二
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部